

034-3 松ヶ崎

24 樟枝	25 三宅八幡	26 八雲	1	2	3
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院	4	5	6
42 相国寺	43 田中	44 瓜生山	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の土地利用の計画を定めるための図である。

2. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

3. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

4. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

5. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

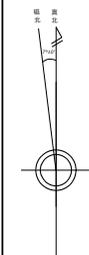
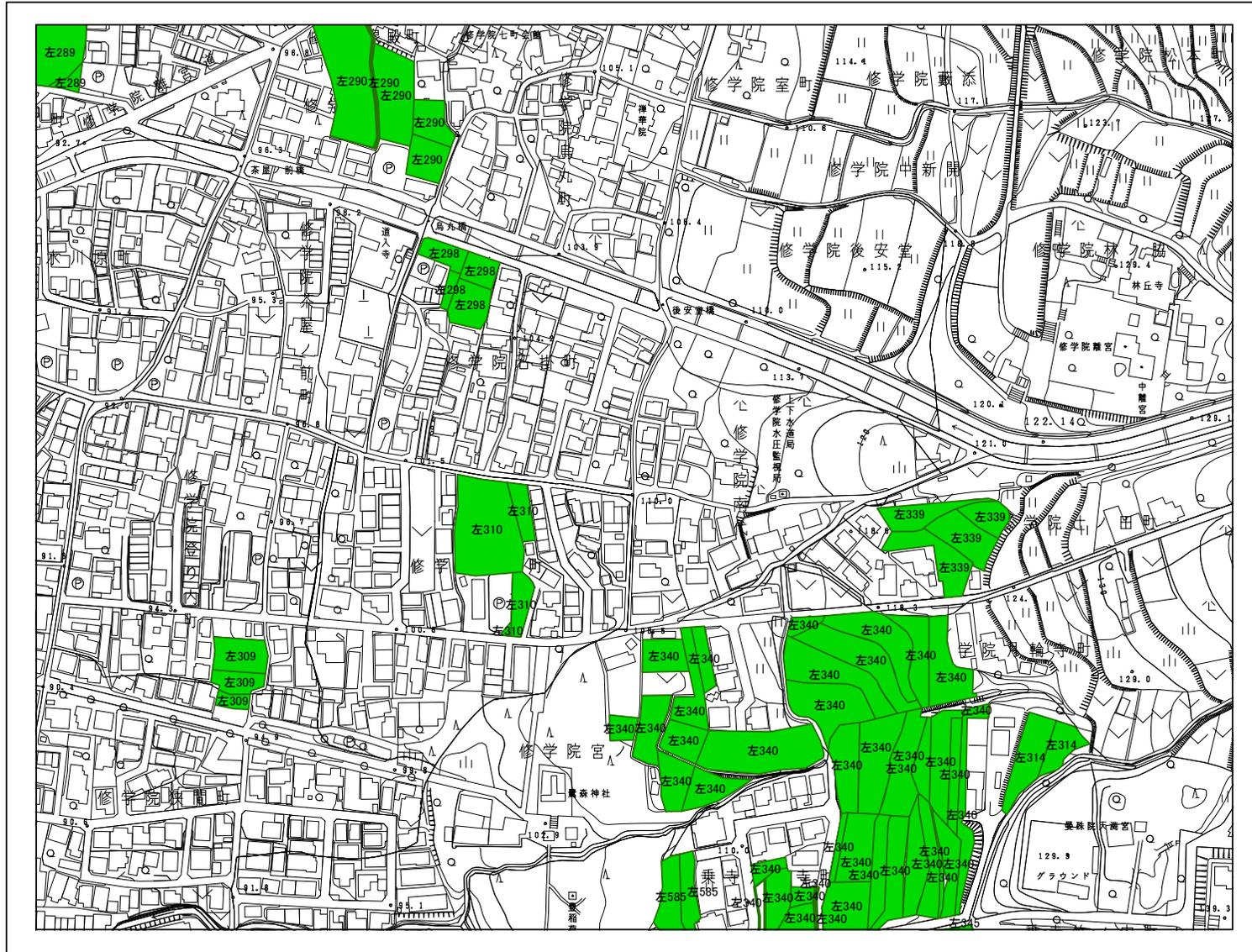
6. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

7. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

8. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

9. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

10. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。



京都市都市計画局

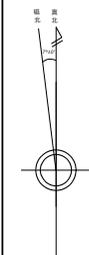
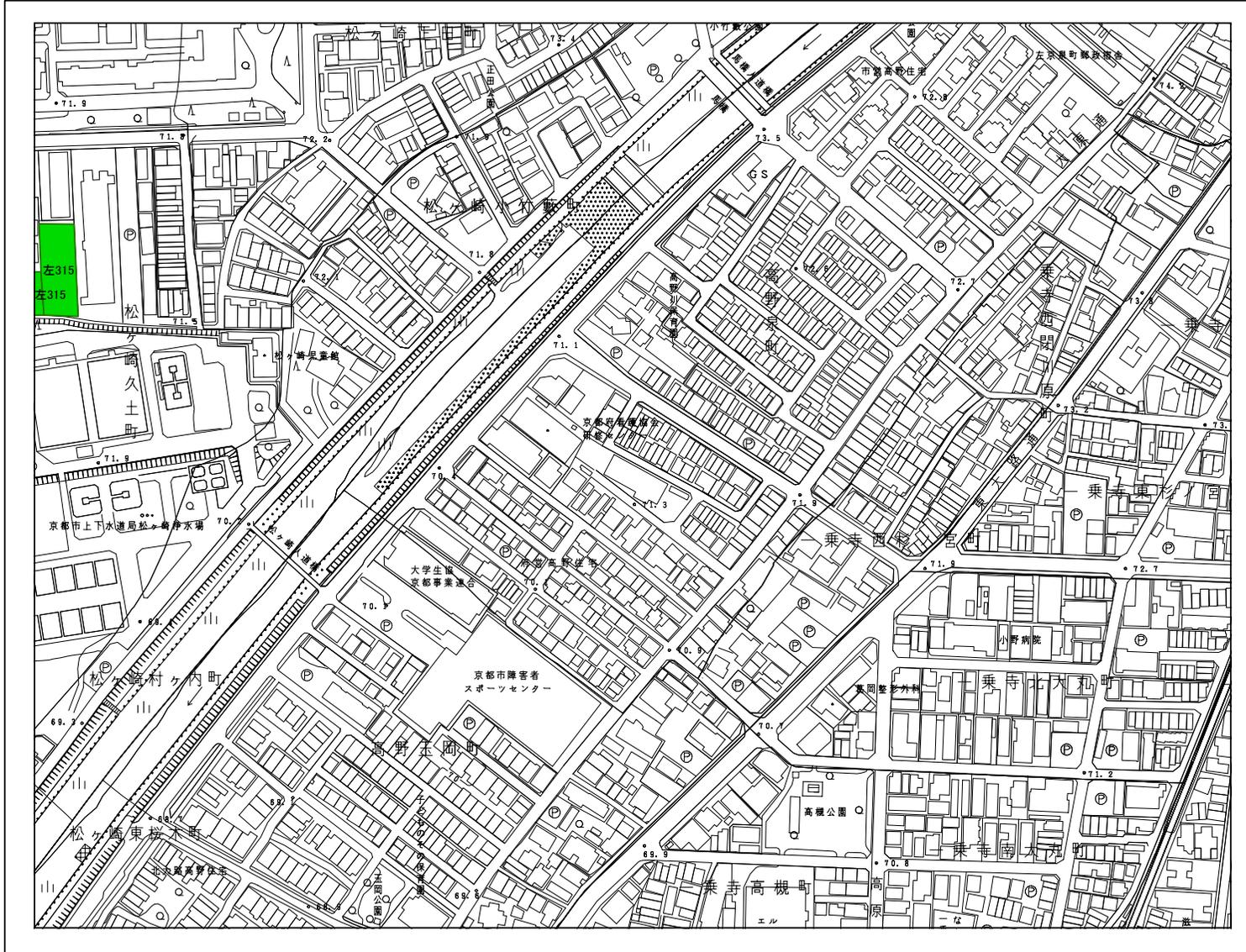
凡例

- 生産緑地
- 特定生産緑地新指定区域

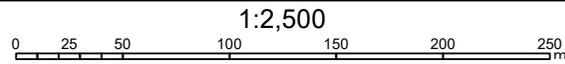
034-4 松ヶ崎

24 幡枝	25 三宅八幡	26 八幡	1	2	3
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院	4	5	6
42 相国寺	43 田中	44 瓜生山	7	8	9

本図は、京都市都市計画局が作成した京都市都市計画図の一部であり、土地利用の指定区域を示しています。図中の緑色の区域は「生産緑地地区」を示し、赤色の区域は「特定生産緑地新指定区域」を示しています。



京都市都市計画局



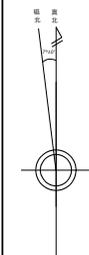
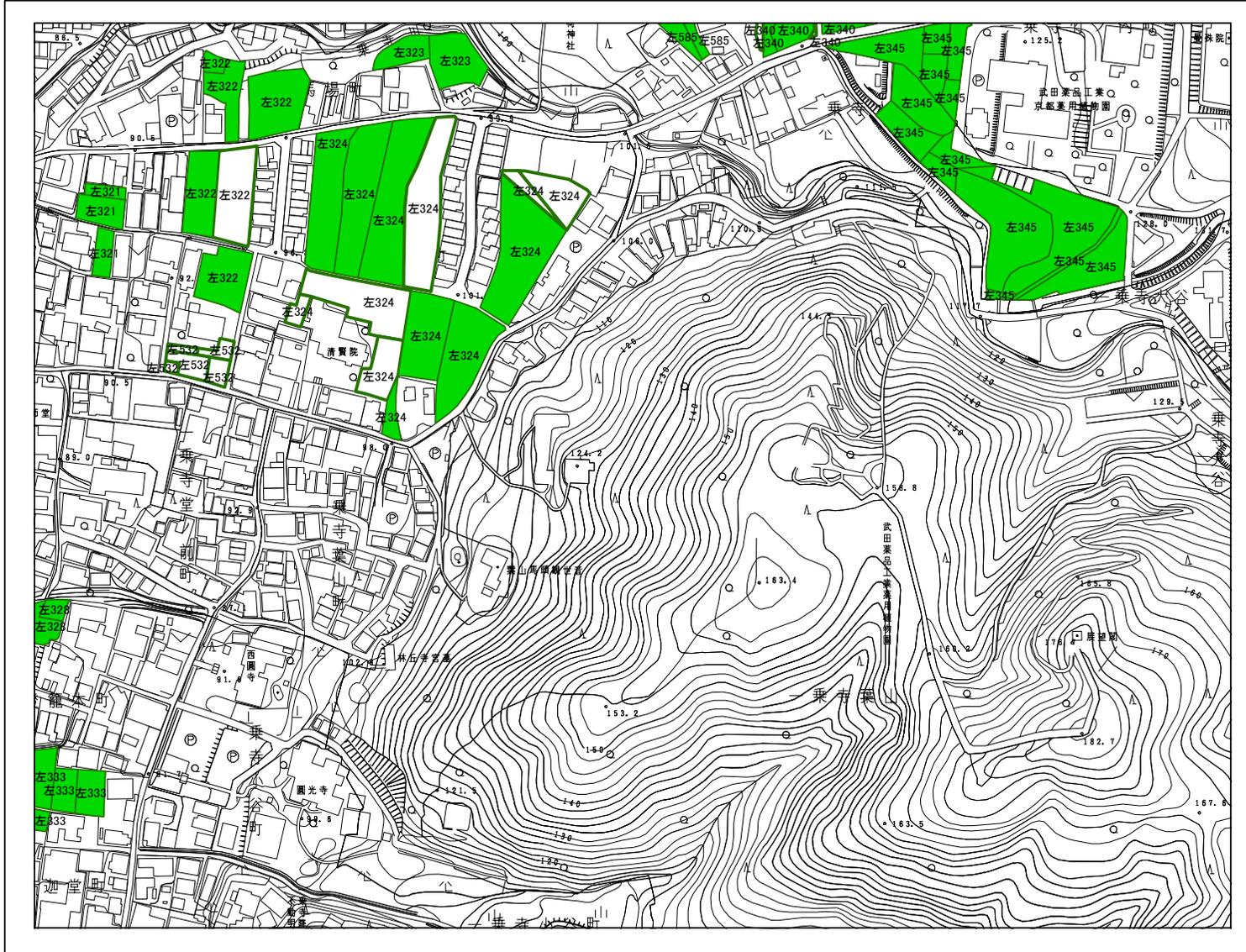
凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

034-6 松ヶ崎

24 樟枝	25 三宅八幡	26 八瀬	1	2	3
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院	4	5	6
42 相国寺	43 田中	44 瓜生山	7	8	9

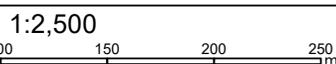
本図は、京都市都市計画局が作成した京都市都市計画図の一部であり、地形、道路、建物、緑地等の位置と形状を示している。図中の緑色で塗られた区域は、特定生産緑地の新指定区域を示している。また、図中には「左321」から「左345」までの区画番号が記載されている。



京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地
- 特定生産緑地新指定区域



034-7 松ヶ崎

24 樟枝	25 三宅八幡	26 八雲	1	2	3
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院	4	5	6
42 相國寺	43 田中	44 瓜生山	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の土地利用の計画を定めるための図である。

2. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

3. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

4. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

5. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

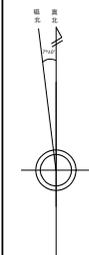
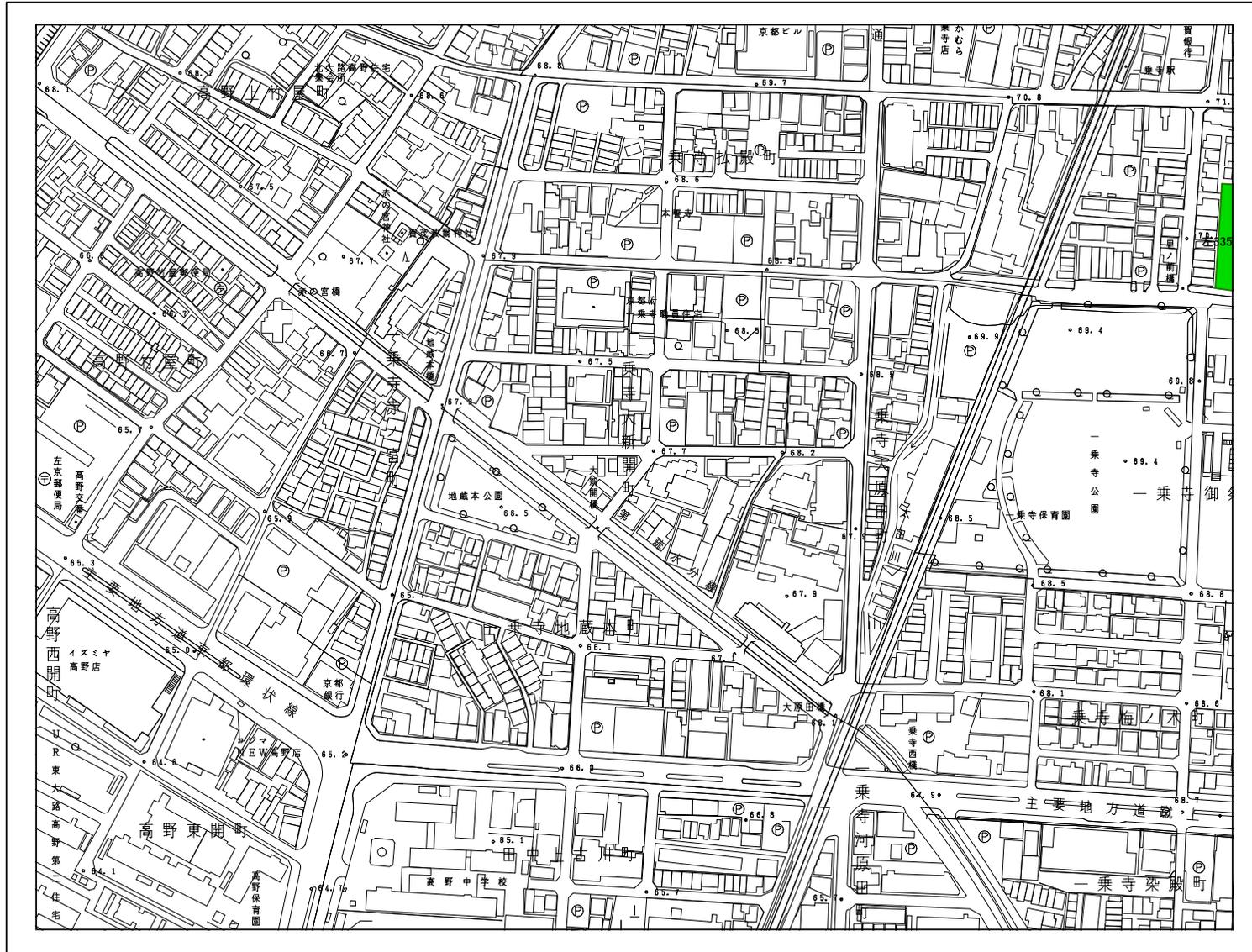
6. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

7. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

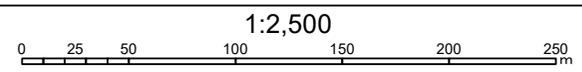
8. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

9. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。

10. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図であり、土地利用の計画を定めるための図である。



京都市都市計画局



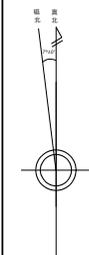
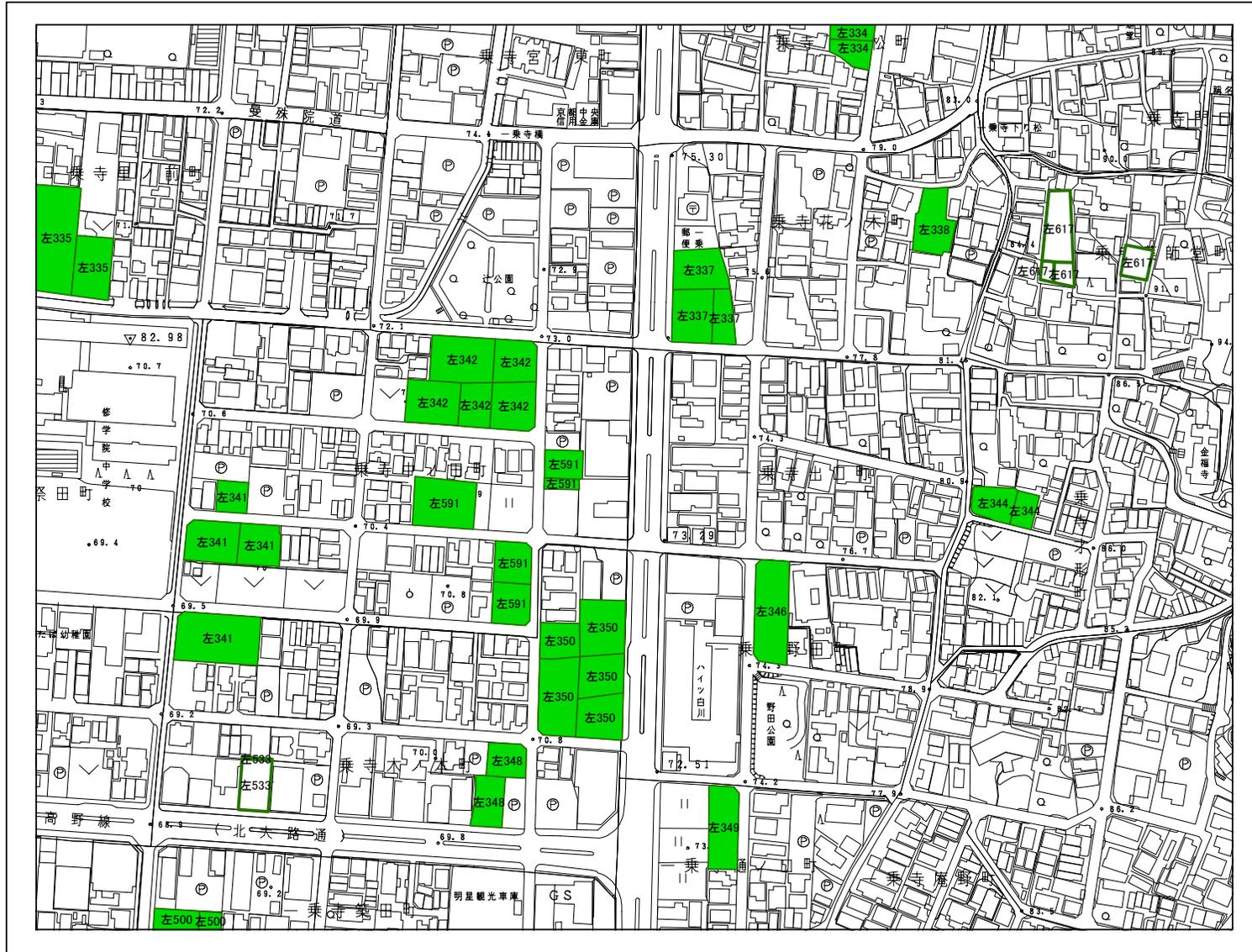
凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

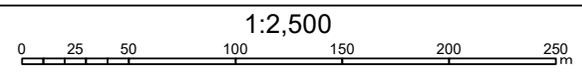
034-8 松ヶ崎

24 幡枝	25 三宅八幡	26 八幡	1	2	3
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院	4	5	6
42 相国寺	43 田中	44 瓜生山	7	8	9

1. 用途地域
 2. 地区区分
 3. 地積数
 4. 容積率
 5. 高さ制限
 6. 用途制限
 7. 用途制限
 8. 用途制限
 9. 用途制限
 10. 用途制限
 11. 用途制限
 12. 用途制限
 13. 用途制限
 14. 用途制限
 15. 用途制限
 16. 用途制限
 17. 用途制限
 18. 用途制限
 19. 用途制限
 20. 用途制限
 21. 用途制限
 22. 用途制限
 23. 用途制限
 24. 用途制限
 25. 用途制限
 26. 用途制限
 27. 用途制限
 28. 用途制限
 29. 用途制限
 30. 用途制限
 31. 用途制限
 32. 用途制限
 33. 用途制限
 34. 用途制限
 35. 用途制限
 36. 用途制限
 37. 用途制限
 38. 用途制限
 39. 用途制限
 40. 用途制限
 41. 用途制限
 42. 用途制限
 43. 用途制限
 44. 用途制限
 45. 用途制限
 46. 用途制限
 47. 用途制限
 48. 用途制限
 49. 用途制限
 50. 用途制限
 51. 用途制限
 52. 用途制限
 53. 用途制限
 54. 用途制限
 55. 用途制限
 56. 用途制限
 57. 用途制限
 58. 用途制限
 59. 用途制限
 60. 用途制限
 61. 用途制限
 62. 用途制限
 63. 用途制限
 64. 用途制限
 65. 用途制限
 66. 用途制限
 67. 用途制限
 68. 用途制限
 69. 用途制限
 70. 用途制限
 71. 用途制限
 72. 用途制限
 73. 用途制限
 74. 用途制限
 75. 用途制限
 76. 用途制限
 77. 用途制限
 78. 用途制限
 79. 用途制限
 80. 用途制限
 81. 用途制限
 82. 用途制限
 83. 用途制限
 84. 用途制限
 85. 用途制限
 86. 用途制限
 87. 用途制限
 88. 用途制限
 89. 用途制限
 90. 用途制限
 91. 用途制限
 92. 用途制限
 93. 用途制限
 94. 用途制限
 95. 用途制限
 96. 用途制限
 97. 用途制限
 98. 用途制限
 99. 用途制限
 100. 用途制限



京都市都市計画局



1:2,500

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

037-9 清滝

251 水尾	28 空色滝	29 高嶺	1	2	3
253 鳩ヶ鼻	37 清滝	38 北横嶺	4	5	6
254 保津成	45 小倉山	46 大覚寺	7	8	9

1. 本図は、地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

2. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

3. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

4. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

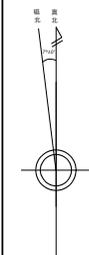
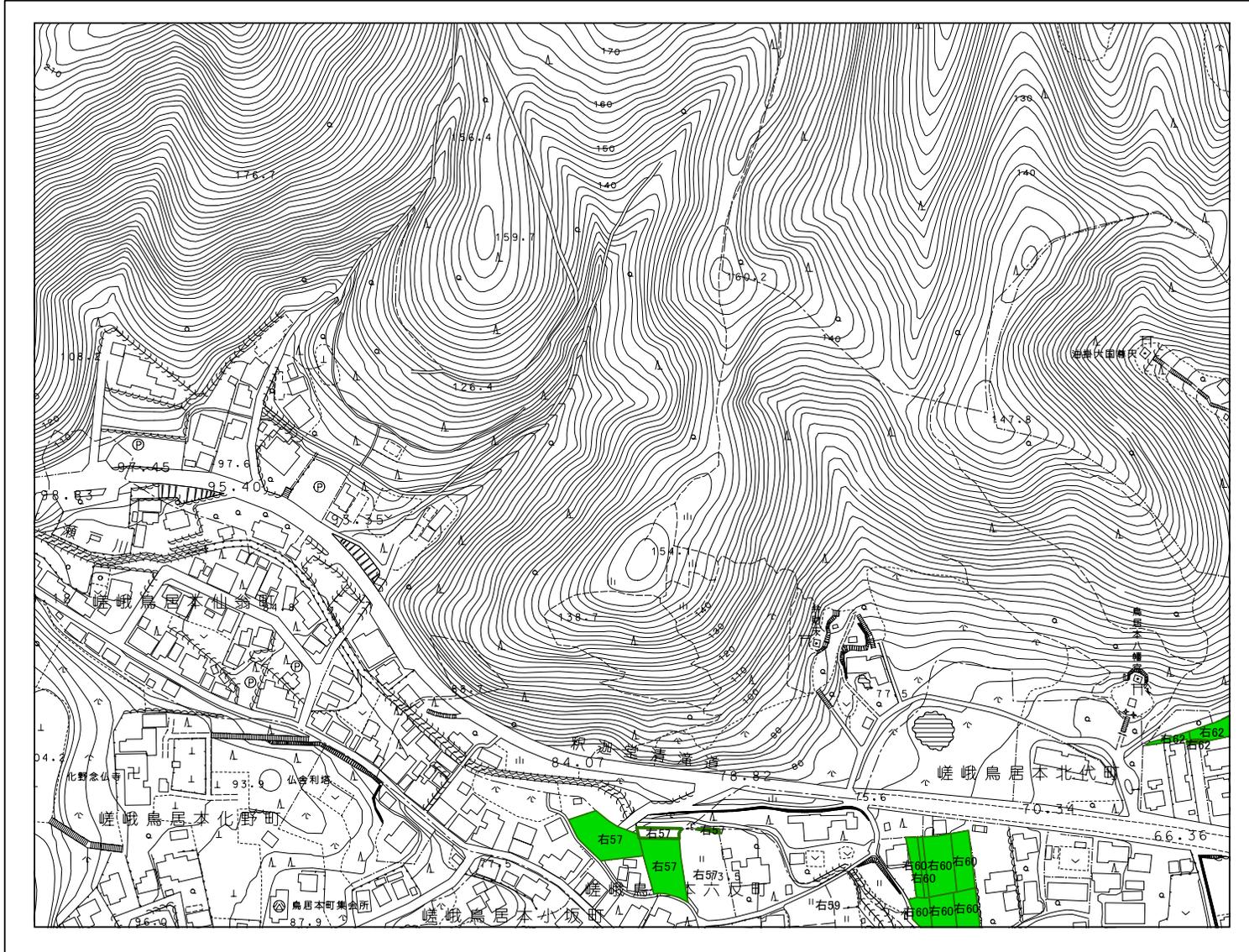
5. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

6. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

7. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

8. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。

9. 本図の作成にあたっては、国土院の地形図、航空写真、現地調査等に基づき作成されたものである。



京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域